

Q14

決済債務として全額保護される「為替取引に関し農水産業協同組合が負担する債務」に係る資金とはどのようなものですか。

Ans.

顧客からの依頼に基づいて隔地者間で直接現金を輸送せずに資金を移動する取引を行うため、農水産業協同組合が当該顧客（またはその取引農水産業協同組合その他の金融機関）から受け入れ、未だ受け取るべき者（またはその取引農水産業協同組合その他の金融機関）に支払っていない資金、または当該取引に関する費用等の支払資金とされています。

（該当する例）

- ・振込、送金、口座振替等の依頼に基づいて顧客から受け入れた資金

（注1）有価証券の売買、貯金の受入れ、資金の貸付け等の業務に伴い、顧客から受け入れた、または顧客に支払うための資金その他農水産業協同組合内部の事務処理に係る資金は含みません。

（注2）売渡外国為替、未払外国為替等は、邦貨建てのものに限ります。

- ・国、地方公共団体等の金銭の収納、代理貸付、有価証券の売買の媒介、株式払込金の保管、複数の農水産業協同組合その他の金融機関間での決済資金中継事務等の業務に関して受け入れた資金
- ・現金自動支払機等の相互利用等による現金入出金業務、デビットカードサービス業務等に係る農水産業協同組合その他の金融機関等との間の提携により生ずる債務の履行のための支払資金

Q15

決済債務として全額保護される「手形、小切手その他手形交換所においてその表示する金額による決済をすることができる証券または証書について手形交換所における提示に基づき行われる取引に関し農水産業協同組合が負担する債務」に係る資金とはどのようなものですか。

Ans.

手形交換所において、手形、小切手等の提（呈）示が行われたことに基づく農水産業協同組合その他の金融機関等との間の資金決済のための支払資金（代理交換を含む）とされています。

（該当する例）

- ・交換提示に基づく資金決済のための支払資金
- ・不渡手形返還に伴う資金決済のための支払資金
- ・不渡異議申立預託金